

## 入会手続きについて

公益社団法人京都府産業資源循環協会

ご入会の手続きに関しまして、当協会では「入会及び変更届等の手続きに関する規程」に基づき、次のように手順を設けておりますので、ご確認くださいるようよろしくお願いいたします。

入会にあたって  
(入会資格)

当協会の正会員及び賛助会員への入会資格は次のとおりです。

第2条 協会の正会員として入会しようとするものは、次の各号に掲げる要件を満たすものであること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は指定を受け、産業廃棄物の処理及び再生利用を行う個人又は法人であること
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等環境関係法令及び定款並びに協会の諸規程を遵守するものであること
- (3) 暴力団等反社会的勢力の構成員等との親交がなく、これらの者の威力を示し又は影響力を行使し若しくは支援を受けて他人の産業廃棄物処理業務を妨害するおそれがないと認められること
- (4) 適正な事業活動を推進する会員の事業活動を妨害したり、顧客又は同業者に対し不当な要求をするおそれがないと認められること

2 協会の賛助会員として入会しようとする者は、協会の事業を賛助するため入会しようとするものであること。

【入会及び変更届等の手続きに関する規程 第2条「入会資格」一部抜粋】

入会の手続き

### 《提出書類》 正会員の場合

入会申込書(様式1)に必要事項をご記載の上、次の必要書類を添付してご提出ください。

#### 【必要書類】

- ①入会申込書(様式1)
- ②法人の場合は登記事項証明書の写し
- ③代表者の経歴書(様式自由)
- ④廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可証等の写し

### 《提出書類》 賛助会員の場合

入会申込書(様式1の2)に必要事項をご記載の上、次の必要書類を添付してご提出ください。

#### 【必要書類】

- ①入会申込書(様式1の2)
- ②法人の場合は登記事項証明書の写し
- ③代表者の経歴書(様式自由)

理事会において審議後、入会の可否をご連絡いたします。